

## Topics

## 中国税務最新動向

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

### ☆「輸出貨物役務の増値税及び消費税管理弁法」の問題に関する公告（国家税務総局公告 2013年第12号, 2013年3月13日公布）

輸出貨物役務税収政策を規範的に管理し、厳格に執行するために、国家税務総局は、「輸出貨物役務の増値税及び消費税管理弁法（国家税務総局）の問題に関する公告」（以下「公告」という。）を制定・発布し、「輸出貨物役務の増値税及び消費税管理弁法」（国家税務総局公告2012年第24号、以下「管理弁法」という。）の関連条項を細分化、改善する。「公告」の内容に関する解釈は以下のとおりである。

#### 一、「公告」制定の背景

「公告」が制定された背景には、主に以下のいくつかの面が含まれている。

第一に、「管理弁法」発布後、国家外貨管理部門は、貨物貿易の外貨照合制度改革を行い、還付申告時の輸出外貨回収照合表の利用が廃止されたため、「管理弁法」においても相応の調整を行う必要があった。

第二に、「管理弁法」の発布・執行以来、各地の税務機関及び輸出企業が、それぞれ異なる形式で執行中の問題を報告し、改善意見を提出した。国家税務総局は、検証後、「管理弁法」の改善を決定した。

第三に、国家税務総局は、輸出増値税還付のフローの検証及び管理強化に関する措置を検討・改善する過程において、これらの措置の実施は企業の申告をベースにする必要があり、「管理弁法」関連規定のさらなる細分化が必要であることを認識した。

#### 二、「公告」により「管理弁法」が修正・改善された主な内容

(一) 貨物貿易の外貨照合制度改革、輸出外貨回収照合表の廃止に合わせて、「管理弁法」及び関連申告表における輸出外貨回収照合表に係る規定を廃止する。

(二) 生産型企業において、既に免税・控除・還付を申告したが輸出貨物に返品が発生した場合、または免税もしくは課税となった場合の処理方法は、「管理弁法」における、本年度のものについて採用されているマイナス金額として相殺する方法、並び

に年度をまたいだものについて採用されている既に還付（免税）した税額の取戻しという方法から、すべて、マイナス金額として相殺する方法に統一する。これにより処理が簡素化され、また企業会計準則における「企業が収入を確認した販売商品の返品が発生したときは、当期の販売収入と相殺する」という規定にも符合する。

(三) 生産型企業の進料加工輸出貨物の免税・控除・還付の申告及び加工手帳の消込照合の関連規定を修正した。

「公告」では、生産型企業の進料加工輸出貨物を「実際消費法」とし、税関での加工貿易照合データに基づき、進料加工業務のフローを合理化した。

「公告」において、第一に、生産型企業の進料加工輸出貨物における免税・控除・還付手続について、元々の5つの段階から3つの段階に簡素化された。即ち、「計画分配率を申告・確認する（同段階は、各企業が1回は実施しなければならない。）、「計画分配率にしたがって輸出増値部分を計算し、免税・控除・還付を申告する。」「前年度に税関で既に消込照合された加工手帳に対して統一的に消込照合し、かつ前期のデータに対して調整を行う。」の3つの段階である。

第二に、従来、企業の加工手帳全てに記録、消込照合されていた作業について、新弁法では初回にのみ1回記録し、年度内に1度だけ消込照合するように変更された。

第三に、元の管理方式の2つの表である「進料加工輸入部材明細申告表」及び「生産型企業進料加工貿易免税証明」を廃止し、企業のデータ入力と税務機関の審査、比較照合作業量を軽減させた。

(四) 委託輸出貨物の「輸出貨物返品既納税（未還付）証明」発行フローを改善した。

#### 三、「公告」により、「管理弁法」の内容がさらに細分化、明確化された主な内容

(一) 還付（免税）手続及び免税申告の期日を明確

化した。還付（免税）申告の期限超過の状況を、「翌年4月30日前の最終の増値税納税申告期日を超過した場合」として明確にし、規定期限内において未だ免税申告を行っていない状況を、「輸出通関の日の翌月から翌年5月31日までの各増値税納税申告期限内に『免税輸出貨物役務明細表』を記載し申告しておらず、正式な申告電子データを提出しておらず、主管税務機関に免税申告手続を行っていない場合」として明確にした。

(二) 還付（免税）手続及び免税業務を細分化、明確化するために、関連資料の提出を要求する。

第一に、輸出増値税還付（免税）資格認定手続の申請時に、電子データを提出しなければならないことが明確化された。第二に、規定に従い免税の取扱いを放棄する場合、主管税務機関に対して「輸出貨物役務の免税権放棄の声明表」を提出しなければならないことが明確化された。第三に、コピーの提出が要求される場合、コピーに「原本と一致する」と記載し、会社公印を押印しなければならないことが明確化された。第四に、アウトソーシング業務に関する輸出貨物を明確にし、輸出企業により還付（免税）を申告することが明確化された。輸出企業が下請の立場で還付（免税）申告する場合、下請契約書（協議書）の提出も必要であり、同規定は、2012年1月1日より執行が開始されることが明確化された。

(三) 企業の還付（免税）方法の変更に関する要求及び管理規定をさらに細分化した。

#### 四、「公告」により「管理弁法」に対して追加された主な内容

(一) 輸出増値税還付（免税）政策規定に基づき、関連する輸出増値税還付（免税）管理規定を細分化した。

1. 財税〔2012〕39号文書の規定に基づき、「還付後照合」を行う交通運送器具及び機械設備の申告、照合免税還付の具体方法を追加した。

2. 地方政府及び輸出企業の実際状況の報告に基づき、「公告」には、辺境地区の輸出企業が辺境少額貿易の方法で、外国企業及び外国人を代理して輸出貨物の通関申告することの実行の簡素化について、報告方法の実行管理規定を補充した。

3. 「国家税務総局 免税・控除・還付管理弁法の適用企業の範囲拡大にかかる問題の公告」（国家税務総局2011年第18号）の内容を「公告」に追加した。

(二) 輸出増値税還付業務の向上に関する規定を追

加した。

1. 輸出増値税還付申告システムは、国家税務総局のウェブサイトから無償でダウンロードできるか又は主管税務機関が無償で提供することができることを明確化した。

2. 税務機関が無償で提供する輸出増値税還付業務についての注意喚起を企業から求められることを明確にした。

3. 企業は、還付（免税）の正式な申告の前に、事前申告ができることを明確にした。また、輸出企業の法律における利益の保障を明確にするため、電子データの揃っていない輸出貨物役務についても、還付（免税）の正式な申告を行うことができることを規定した。

4. 業務の向上、及び適度な管理指導思想の実現に照らし、「公告」では、輸出企業が特殊な原因により規定期限内に還付（免税）申告証書を取得できない場合の、申告延期申請の適用状況及び取扱手続を盛り込んだ。

(三) 企業の輸出増値税還付（免税）手続規範、免税業務の管理規定を追加した。

1. 企業が還付（免税）を申告した際、輸出発票金額と輸出通関証の金額が一致しない場合、又は税関において商品コードが調整されたため通関証の商品コードと輸出増値税還付率リストの不一致等の状況が生じた場合、企業に対し、関連記入用紙を提出し、状況を説明することを求めた。

2. 還付（免税）、免税申告の規範性の要求を追加した。還付（免税）申告を要求する際に、紙媒体の資料を申告表の順序に応じて整理し、製本し、提出もしくは検査を受けるために保管することを求めた。

3. 還付（免税）申告に提出する輸出通関証と増値税専用発票の合致規定を細分化した。

4. 免税品経営企業は、経営貨物を主管税務機関に提出し記録する必要があることを明確にした。

5. 税務機関の還付（免税）審査を経て疑問点が生じた場合、企業は、主管税務機関の要求に応じて面談に応じ、書面を提出して状況を説明し、自己審査表に記入し提出する必要があることを明確にした。

6. 特殊区域の水道、電気、ガスの供給、区内生産型企業が工場建物を賃貸、譲渡する場合、還付（免税）を申告することはできず、仕入増値税を原価算入しなければならないことを明確化した。

(四) 還付（免税）の詐欺防止の関連管理規定を追

## Topics

## Topics

加した。

1. 増値税課税政策の状況に応じた15種の還付（免税）不許可例を追加した。  
「公告」では、増値税課税政策の状況に応じた15種の還付（免税）不許可例を列挙され、これらは財税 [2012] 39号文書における「還付（免税）申告証書の偽造もしくは内容虚偽」、「偽造証書の提出」を細分化したものである。主な目的は、第一に、輸出企業の輸出業務の取扱をさらに規範化し、遵守レベルを強化すること、第二に、国家の税収を確保し、行政管理効率を上げることである。
2. 一時的に還付処理を行わない3種の輸出業務状況及び1種の輸出企業状況を規定した。

3. 税務機関の還付（免税）審査を経て疑問点が発見された場合、企業は主管税務機関の要求に応じて面談し、書面を提出して状況を説明し、自己審査表に記入し、提出することを要することを明確化した。

4. 輸出業務に対してさらに検証すべき疑問点が存在する場合、関連する還付（免税）を暫定的に行わず、担保提供等を要求することにより国家の還付税額について不測の事態に備えることを規定した。

#### 五、「公告」の執行時期

「公告」は、既に執行時期が明らかになっている規定を除き、2013年4月1日より執行する。

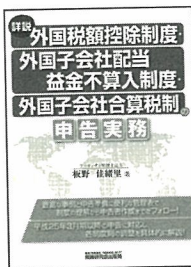
※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が公布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

詳説

## 外国税額控除制度・ 外国子会社配当益金不算入制度・ 外国子会社合算税制の申告実務

板野 佳緒里 著 B5判 928頁

本書は、外国税額に係る二重課税排除制度について平成25年3月期以降の申告実務に対応できるよう、制度概要と制度間の調整など実務上の留意点を申告書記載例を掲げて解説しています。また、申告準備に役立つ著者オリジナルの管理表フォーマットも掲載し、実務で問題になりやすいケースについてはQ & A方式でわかりやすく説明しています。



定価5,670円(税込)

○ 税務研究会 出版局 刊 ○

## domestic news

## Topics

## ◆ 「日本・アラブ首長国連邦租税条約」が署名

——中東産油国では3ヵ国目の署名——

財務省は5月2日、日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間で基本合意に至っていた日本・アラブ首長国連邦租税条約（正式名称：所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約）が署名された旨を公表した。日本とアラブ首長国連邦との間には、これまで租税条約はなく、今回、新たに締結される運びとなる。

### 主なポイント

同条約のポイントは下記のとおり。

- ①事業活動によって取得する利得に対する課税（7条）
- ②投資先における投資所得に対する課税（10条、11条、12条）
- ③税務当局間の相互協議（24条）
- ④税務当局間の情報交換（25条）
- ⑤その他
  1. 移転価格課税の対応的調整（9条2項）
  2. 匿名組合契約に係る所得に対する課税の取扱い（20条）
  3. 条約の濫用の防止（議定書11）

### アラブから日本への投資拡大に期待

投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国課税の減免により（下表参照）、アラブから日本への投資拡大が期待される。

所得区分		限度税率
配当	親子会社間 (持株割合10%以上)	5%
	その他	10%
利子	政府等受取利子	免税
	その他	10%
使用料		10%

### 中東産油国では3ヵ国目の署名

日本国政府ではこれまで、資源国との租税条約ネットワーク拡充を進めてきた。今回のアラブ首長国連邦との署名は、中東産油国ではクウェート、サウジアラビアに続き、3ヵ国目となる。日本の中東産油国における締結交渉状況は次のとおり。

※クウェート→2013年6月14日発効

※サウジアラビア→2011年9月1日発効

※オマーン→2011年12月6日基本合意

### 効力発生後の適用について

日本では以下の通り適用される。

- ①源泉徴収される租税…効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に租税を課される額
- ②源泉徴収されない所得に対する租税…効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得
- ③その他の租税…効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の租税